

会 議 録

会議の名称	令和元年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	令和元年5月23日（木） 午後6時00分～午後8時24分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成30年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和元年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和元年5月23日（木）午後6時0分から午後8時24分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成30年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託関係業務
- ② 統計調査業務
- ③ プレミアム付商品券事業運営業務
- ④ コンビニ交付業務（市民税課）
- ⑤ 市税収納管理業務
- ⑥ 移動支援費・日中一時支援費関係業務
- ⑦ 特別児童扶養手当業務・小児慢性医療費助成事業・難病等医療費助成事業
- ⑧ 見守りシール事業業務
- ⑨ 新生児聴覚検査事業
- ⑩ 風しん第5期定期接種事業
- ⑪ 小金井市立図書館集会室使用団体登録関連業務
- ⑫ ハンディキャップ・サービス利用登録業務
- ⑬ コンビニ交付業務変更届（市民課）
- ⑭ 収納管理業務変更届
- ⑮ 難病者福祉手当支給業務変更届
- ⑯ 特別養護老人ホーム入所業務変更届
- ⑰ 両親学級業務変更届
- ⑱ 健康管理業務変更届
- ⑲ 学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ体育館市民利用業務変更届
- ⑳ 介護保険業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第 1号 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託について

- 諮問第 2 号 統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末について
- 諮問第 3 号 コンビニ交付システムについて（市民課）
- 諮問第 4 号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民課）
- 諮問第 5 号 証明書等自動交付事務委託について（市民課）
- 諮問第 6 号 コンビニ交付システムについて（市民税課）
- 諮問第 7 号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民税課）
- 諮問第 8 号 証明書等自動交付事務委託について（市民税課）
- 諮問第 9 号 プレミアム付商品券管理システムについて
- 諮問第 10 号 プレミアム付商品券購入引換券封入封緘^{かん}作業等委託について
- 諮問第 11 号 プレミアム付商品券事業事務委託について
- 諮問第 12 号 プレミアム付商品券販売事務委託について
- 諮問第 13 号 プレミアム付商品券換金事務委託について
- 諮問第 14 号 プレミアム付商品券申請書封入封緘^{かん}作業等委託について（市民税課）
- 諮問第 15 号 臨時・特別給付金資格確認に係る児童扶養手当受給資格者台帳の目的外利用について
- 諮問第 16 号 全国消費生活情報ネットワークシステムのオンライン接続について
- 諮問第 17 号 全国消費生活情報ネットワークシステムのデータ保守管理委託について
- 諮問第 18 号 基幹系収納管理システムについて
- 諮問第 19 号 地方税共通納税システムについて
- 諮問第 20 号 地方税共通納税システムのオンライン接続について
- 諮問第 21 号 地方税共通納税システムのオンライン接続委託について
- 諮問第 22 号 基幹系障害福祉システムについて
- 諮問第 23 号 特別養護老人ホーム入所待機者数把握システムについて
- 諮問第 24 号 基幹系健康情報システムについて
- 諮問第 25 号 風しん第 5 期定期接種に係るクーポン券作成業務委託について
- 諮問第 26 号 統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末のオンライン接続について

(4) その他

ア 小金井市委託事業者による個人情報の紛失について（報告）

イ 次回の日程について

4 出席者

【職務代理者】

仮 野 忠 男

【委 員】

川 井 康 晴 白 石 孝 多 田 岳 人 樹 一 美

寺 島 麻 希 中 澤 武 久 福 平 良 全 本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<企画政策課>

高橋庁舎建設等担当部長

渡邊企画政策係主査

萩野企画政策係主任

<市民課>

田嶋市民課長

井上市民係長

和田市民係主事

中村市民係主事

赤羽市民係主事

<経済課>

高橋経済課長

鈴木産業振興係長

杉野消費生活係長

井出産業振興係主事

<市民税課>

秋元市民税課長

三浦諸税係長

藤井市民税係長

<納税課>

吉田納税課長

藤森管理係長

平野管理係主任

<自立生活支援課>

加藤自立生活支援課長

矢島障害福祉係長

吉本障害福祉係主査

椿野障害福祉係主事

林障害福祉係主事

<介護福祉課>

鈴木介護福祉課長

平岡高齢福祉担当課長

宮奈介護保険係長

濱松包括支援係長

薄根介護保険係主任

岡崎包括支援係主任

<健康課>

石原健康課長

永井健康係長

<子育て支援課>

富田子育て支援課長

前川手当助成係長

高橋手当助成係主事

<生涯学習課>

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長

菅野スポーツ振興係主事

<図書館>

菊池図書館長

碓井庶務係長

山下奉仕係主事

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

高橋総務課長

幕田庶務係長

中村情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

会長が欠席のため、会長があらかじめ指名した職務代理者が会長の職務を代理した。

【仮野職務代理者】

それでは、ただいまから、令和元年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。今御説明のあったとおり、松行会長は御欠席とのことです。それから、朝倉委員も御都合により御欠席との連絡を受けております。

引き続きまして、職員の人事異動がございましたので、御紹介申し上げます。よろしく申し上げます。

【総務部長】

それでは、引き続きまして、4月1日付で職員の人事異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

総務課長の高橋でございます。

【総務課長】

介護福祉課より4月に異動してまいりました高橋と申します。よろしく願いいたします。

【総務部長】

紹介は以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【仮野職務代理者】

では、平成30年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。

お手元に皆様方、資料が置かれていますと思いますが、会議録の訂正部分につきまして、事務局より説明がございましたので、よろしく申し上げます。

【総務課長】

それでは、前回の会議録の訂正でございます。委員の皆様には、該当部分を抜粋した会議録を机上に置かせていただきました。下線の引いてある箇所が訂正の箇所です。

修正の内容ですが、14ページ下段から15ページ下段、17ページ下段、25ページ下段から27ページ下段、31ページ下段、35ページ下段にあります仮野委員の御発言部分について、仮野委員から御意見をいただきましたので、修正させていただきました。

また、45ページ最後の松行会長の御発言部分について、音声データからの反

訳ミスについて川井委員より御指摘をいただきましたので、修正させていただきました。

【仮野職務代理者】

ありがとうございました。すみません。私の訂正が多くて申しわけありません。ここで言葉でしゃべっている記録を読んでも、いかにも私がいいかげんであることがよくわかりましたので、かなり直させていただきました。

他に訂正などございますでしょうか。他の方で、特にありませんか。

私から1点。14ページの下から4行目に、「この意味は、最近どこかの都市が、害悪を与え」云々という、「最近どこかの都市」といういいかげんな表現をしておりましたが、あのときは失念していたのですが、その後、調べたところ、これは兵庫県の宝塚市でございます。そこで、もし皆様方の御承認をいただければ、「どこかの都市」というのはあまりにもいいかげんな表現ですので、これを「兵庫県宝塚市」に直したいのですが、いかがでしょうか。これはいずれホームページや記録などに残る文書でございますが、皆様方が御承認いただければ、兵庫県宝塚市というふうに表現が変わるということで、御異論なければよろしくお願ひしたいです。いいでしょうか。

ありがとうございます。

では、それでよろしいですか、この件は。ありがとうございました。

では、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告します。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが15件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが7件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「臨時・特別給付金資格確認に係る児童扶養手当受給資格者台帳の目的外利用について」、個人情報保護条例第14条に基づく「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末について」、「コンビニ交付システムについて（市民課）」、「プレミアム付商品券管理システムについて」、「コンビニ交付システムについて（市民税課）」、「地方税共通納税システムについて」、「基幹系収納管理

システムについて」、「基幹系障害福祉システムについて」、「特別養護老人ホーム入所待機者数把握システムについて」、「基幹系健康情報システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民課）」、「全国消費生活情報ネットワークシステムのオンライン接続について」、「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民税課）」、「地方税共通納税システムのオンライン接続について」、「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末のオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託について」、「証明書等自動交付事務委託について（市民課）」、「プレミアム付商品券購入引換券封入封緘作業等委託について」、「プレミアム付商品券事業事務委託について」、「プレミアム付商品券販売事務委託について」、「プレミアム付商品券換金事務委託について」、「全国消費生活情報ネットワークシステムのデータ保守管理委託について」、「証明書等自動交付事務委託について（市民税課）」、「プレミアム付商品券申請書封入封緘作業等委託について（市民税課）」、「地方税共通納税システムのオンライン接続委託について」、「風しん第5期定期接種に係るクーポン券作成業務委託について」の合計26件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【仮野職務代理者】

わかりました。

【総務課長】

では、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

（市長退席）

【仮野職務代理者】

これより審議に入りますが、その前に事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受けますが、それに対してまた事務局から、あるいは担当課から答弁をいただくという今までどおりの方式で進めさせていただきます。

では、よろしくお願い致します。

【総務課長】

では、本日の流れの説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始15件、廃止1件、変更7件で
ございます。

2 ページには、部課別の明細がございます。

3 ページ、4 ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でござい
ます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧
ください。

また、今回は、諮問事項の件数が非常に多くありまして、案件の進行につつま
しては、案件1から3までで、報告事項のみの担当課から行わせていただき、案
件4以降につきましては、報告事項と諮問事項の両方に該当する担当課の案件を、
小金井市の組織順に進めさせていただく形で進行させていただきたく、よろしく
お願いいたします。

【仮野職務代理者】

1 から3までは報告のみの案件ということで、これを先に議論し、その後、4
以降は諮問と報告を含んだ案件であるために、組織順に審議を進めるというこ
とでございました。皆様には慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間
の中、円滑な御審議をお願い申し上げます。

それでは、案件についての説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、7 ページを御覧ください。「学校法人田中育英会総合学院テクノス
カレッジ体育館市民利用業務について」、生涯学習課の案件でございます。

平成29年度に締結した「小金井市と学校法人田中育英会 総合学院テクノス
カレッジとの包括的連携協力に関する協定書」に基づき、昨年10月からスポー
ツの振興を図ることを目的とし、毎月原則2回、総合学院テクノスカレッジの体
育館を市民利用に供する事業の運用を開始いたしました。

平成31年度の事業実施に当たっては、より多くの方に体育館を御利用いただ
けるよう、体育館を利用できる団体の要件を「構成員全員が市内在住・在勤・在
学者であること」から「構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること」
とし、また、1団体の1月当たりの利用区分を「1区分3時間」から、「3区分
9時間」とする見直しを行ったところです。

今回の変更届出は、より多くの方に御利用いただけるよう様式を簡素化したも
の、また、昨年度の事業実施を踏まえ申込内容変更に係る申請書及び変更承認・

不承認通知書を追加したことによるものです。

8ページを御覧ください。届出番号33-63「学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ体育館市民利用業務に関する様式一式」の変更届出でございます。

個人情報の内容は9ページ、別紙のとおりとなります。変更箇所については、①の様式から性別を削除し、⑦、⑧の様式を追加するものです。様式については、10ページから12ページに付けております。

【仮野職務代理者】

ただいま説明がありました。御意見、御質問ございますでしょうか。

【中澤委員】

変更内容で条件が緩和されたと思うのですが、実際の実施条件というのはどんな感じだったのでしょうか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

12月、1月、2月と、昨年度12月から開始させていただいております。それで、月2回、2日間、それぞれ開放させていただいておりますが、開放日数にすると8日間なのですが、そのうち、市民の方が御利用となったのは5日間ございまして、使用団体としては2団体だけで終わったのですが、人数的には126人というところで御利用いただいております。

【中澤委員】

なぜ質問したかといいますと、これは前回、このような厳しい条件では誰も使用がないのではないかということ指摘したのですが、それがその後、どうなったという点を確認するためです。どうもありがとうございました。

【仮野職務代理者】

これは、市内在住というものを半数以上に緩和したのは、もうちょっと利用者を増やそうという思いからですか。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

利用者は当然増やしていきたいと。市民の方により多く使っていただきたいというのがありますし、それから、この間も実はお問い合わせいただく中で、厳しい条件ということで御指摘ありましたけれども、やはり市外にお住まいのお友達とも一緒に使いたいという要望もありまして、そういったものを反映させていただいて、今回、改正させていただいたと。

【仮野職務代理者】

予想どおりというか、御心配したとおりの。

【中澤委員】

前回、寺島委員とか私が指摘したときに、情報公開の場で、個人情報保護の問題もあるのですけれども、そういうのは謙虚に耳を傾けていただいて、素早く、できるだけ早く対応していただきたいと思います。これは大変ありがたいのですけれども、ということでございます。ありがとうございました。

【仮野職務代理者】

担当課は、今の発言の意味はわかりましたね。

【オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長】

はい。

【仮野職務代理者】

スピーディーにやってほしいという話です。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認といたします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

次に、13ページを御覧ください。「小金井市立図書館集会室使用団体登録関連業務について」、図書館の案件でございます。

図書館本館地階の集会室については、市内において図書館活動を行う団体に対し、その活動の用に供するため、小金井市立図書館集会室使用要綱に基づき貸出しを行っています。

このたび、平成31年3月1日に当該要綱を改正し、集会室を利用している団体について、市内において、児童サービス、ハンディキャップ・サービス、講演会、講習会等の市の図書館事業を支援する活動を行っており、その活動の場を確保することは、市の図書館事業の推進に資することから、新たに団体登録制度を設け、登録団体の活動場所の確保における市の支援体制を明文化することで、市民力を活用した図書館事業の推進に資することとしました。

それに伴い、登録申請書に団体代表者の氏名・住所等を記入いただく必要があることから、本審議会に届出させていただくものです。

14ページを御覧ください。届出番号36-19「小金井市立図書館集会室使用団体登録申請書及び小金井市立図書館集会室使用団体登録更新申請書」でございます。

個人情報の内容は記載のとおり、氏名、住所、印影、地位、電話番号の5項目です。

様式については、15ページ、16ページに付けております。

17ページから20ページまでは要綱を参考資料として付けております。

【樹委員】

今回の個人情報の内容として、印影というのが入っていますが、これが必要な理由を教えてくださいたいと思います。

【図書館庶務係長】

こちらは代表者の方の御身分の確認という意図で、他市の同じような施設の申請書をもとに作成させていただきましたが、今後、今の実際の流れ等を勘案いたしまして、今後、改正等を行う際に、印影はなくしていくことも検討してまいりたいと考えてございます。

【仮野職務代理者】

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認といたします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、21ページを御覧ください。「ハンディキャップ・サービス利用登録業務について」、引き続き、図書館の案件でございます。

小金井市立図書館では、ハンディキャップ・サービスとして、障害のある方にさまざまなサービスを行っております。

著作権法の改正もあり、このたび実態に即して「小金井市立図書館ハンディキャップ・サービス実施要綱」を見直し、平成31年4月1日施行で全部改正を行いました。その中に、当該申請書も新たな様式として含めているため、今回保有開始の届出を行います。

なお、著作権法に規定されるサービス対象の拡大もあり、当該申請書には、個々の障害にきめ細かく対応できるよう、障害の内容も記載されます。

22ページを御覧ください。届出番号36-20「小金井市立図書館ハンディキャップ・サービス利用登録（更新）申請書」でございます。

個人情報の内容は、記載のとおり7項目でございます。

様式については、23、24ページに付けております。

25ページから27ページまでは、要綱を参考資料として付けております。

【仮野職務代理者】

本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。
特にないようですので、本件を承認といたします。
では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、これより諮問を含む担当課の案件に移らせていただきます。

28ページを御覧ください。「新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計業務委託関係業務について」、企画政策課の案件でございます。

現在、新庁舎・(仮称)新福社会館建設に向け、基本設計段階に入るところであり、市民参加を行いながら、具体的な機能や構造等を検討し、今年度1年間をかけて基本設計を取りまとめる予定となっております。

新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計業務委託の事業者選考に当たっては、公募型プロポーザル方式による事業者選考を行い、平成31年3月16日に事業候補者を決定し、同年3月29日に当該事業候補者と契約締結を行いました。

新庁舎・(仮称)新福社会館建設は、市民の関心の高い事業であり、市民にとって利用しやすい施設であることも重要な要素であることから、市民参加手法を取り入れて検討を進める必要があると考えています。

契約締結後、基本設計業務の受託者と市民参加手法についての協議を重ね、「市民ワークショップ」並びに学識経験者、公募市民等で構成する「こがねいミーティング」を実施することとしました。

市民ワークショップは、全部で4回の開催を予定しております。参加者に関しては、市で30名程度の募集を行い、受託者は、運営、進行を行います。受託者は、参加者の年齢を考慮したグループ分けを行うため、個人情報を取り扱う必要があることから、今回諮問するものです。

また、参加者については、参加者名簿を作成し、各回の参加者数に欠員が生じた場合には、追加募集等を行うため、参加者名簿として個人情報を保有することから、保有開始の届出を行うものです。

こがねいミーティングは、全部で4回の開催を予定しております。委員は、学識経験者、公募市民5名等で構成され、市民の公募、選考は市で行います。こがねいミーティングについても、受託者において運営を行い、当日の進行、資料の送付等を行うため、受託者が個人情報を取り扱うことから今回諮問するものです。

なお、市民ワークショップ及びこがねいミーティングについては、契約締結後

の協議を重ねた結果、実施することとなったものであることから、受託者と業務内容、役割分担、個人情報の取り扱いについての覚書を4月15日に取り交わしました。本来であれば、審議会に諮った上で、実施すべきところではありますが、工程等を考慮すると、早期に市民公募の市報掲載を行う必要があったため、既に市民公募を行っていることについておわび申し上げます。

まず、30ページを御覧ください。本案件についての受託者の選考、契約締結から諮問にかかる受託者に行わせる業務について、時系列でまとめた参考資料を付けております。

31ページを御覧ください。諮問第1号「新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計業務委託について」でございます。

業務の目的としては、諮問書に記載のとおりです。

委託処理する個人情報の項目は、諮問書に記載のとおりです。

32ページには業務委託に係る業務の流れのイメージ図を付けております。

参考資料として、33ページから35ページに業務委託契約に係る覚書、36ページから40ページまでに、本件委託に関する個人情報取扱特記事項を付けております。

諮問に関する保有届としまして、41ページに届出番号01-41「新庁舎・(仮称)新福社会館建設基本設計業務委託市民ワークショップ参加者台帳」を付けております。

個人情報の内容は、氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレスの5項目でございます。

42ページには様式を付けております。

【本多委員】

経過のところをお聞きしたいのですが、これはプロポーザル方式で事業者を選考したということで、プロポーザルのときに業者からワークショップとかその辺りの提案とかはなかったのでしょうか。

【企画政策係主査】

今回のプロポーザルに関しましては、広く市民参加の手法も含めてプロポーザルの中で提案をいただくというふうに考えておりました。一定、我々でもワークショップなどの開催は考えてはあったところなのですが、今回、ワークショップの他に、さらにこがねいミーティングという市民の方に参加していただくような新しい取り組みも含めて提案をいただいたものと考えております。

ですので、実際に何らかの市民参加をやるうとはしていたのですが、具体的な方法について提案をいただいて、提案をいただいたことについて協議を重ねた結果、こちらの審議会にかけなければいけないというところが少し漏れてしまっていたということで、その件については、先ほど総務課長が申し上げたように、おわび申し上げますということで、御理解ください。

【仮野職務代理人】

市民参加そのものは進めたほうがいいわけですが、我々への報告が後回しになったのは少し気になるのですが、忙しい中、経緯を見ると、後からそういう提案が出てきて、それで急遽やることにしたわけですね。その点は僕はわかりました。

【多田委員】

保存年限が1年とありますが、1年を過ぎたらシュレッダーか溶解にかけるということで考えてよろしいでしょうか。

【企画政策係主査】

保存年限が過ぎたものにつきましては、文書管理規程に基づいて個別に処理していくということで、保存年限は1年としております。

【多田委員】

あともう一つ、参加者台帳に年齢の項目があるけれども、年齢はいいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

【企画政策係主査】

年齢につきましては、ある程度、ワークショップ等の中で、年齢に隔たりがないようにグループ構成をしたいと思ひまして、年齢については、こちらの方で保有しようということで考えております。

【仮野職務代理人】

ワークショップを4回やる中で、年齢を考慮してグループ分けをするために年齢を聞くことにしたということですか。

【企画政策係主査】

はい、そうです。

【仮野職務代理人】

多田委員、いかがでしょうか。

【多田委員】

大丈夫です。

【仮野職務代理者】

他の皆さんはいかがですか。よろしいですか。
特にないようですので、本件を承認とします。
では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、43ページを御覧ください。「統計調査業務について」、総務課の案件でございます。

44ページ、諮問第2号「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末」、45ページ、諮問第26号「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末のオンライン接続」を一括して説明させていただきます。

総務課では、統計法第2条第4項に規定する基幹統計調査として、経済センサス基礎調査を実施しているところです。

調査の目的は、市内の全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を明らかにするとともに、全国の事業所、企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することとなります。

今年度より新たな調査手法が導入され、調査員用端末（携帯型情報端末）を活用し、調査の効率化を図ることとなったことに伴い、個人事業主の情報について、電算システム記録の保有開始の届出及び諮問をするものです。

44ページを御覧ください。諮問第2号「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末について」でございます。

業務の目的としましては、統計踏査業務のためです。個人情報記録項目は諮問書に記載のとおり、6項目でございます。

45ページを御覧ください。諮問第26号「統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末のオンライン接続について」でございます。

オンライン結合の目的は、業務データを一元的に管理するなど、業務の効率化、高度化を図るために新たな調査手法を導入し、携帯型情報端末から調査内容を国へ報告するためにオンライン結合が生じるためです。

オンライン結合の内容は、事業所母集団情報整備システムと、携帯型情報端末を接続するものです。

今回のオンライン結合に関する根拠法令については、諮問書に記載のとおりでございます。

個人情報の保護措置としましては、諮問書に記載がございますが、46ページ

に総務省資料から抜粋した参考資料、47ページにオンライン接続のイメージ図を付けております。

携帯型情報端末には、それぞれにID、パスワードが割り当てられるとともに、遠隔操作による画面ロックやデータ初期化等の強固なセキュリティ対策が施されております。

45ページにお戻りください。今回オンライン結合する個人情報の項目は、諮問第2号と同一で6項目ございます。諮問に関連する保有届としまして、48ページに届出番号06-60「統計調査（経済センサス）における調査員用端末」を付けております。個人情報の内容は、諮問第2号、諮問第26号と同一で6項目ございます。

【白石委員】

これは総務省が全国的にやっている基幹統計の新しい対応ですから、特に異論とかはないのですけれども、ちょっと参考にお聞きしたいのが、例えば45ページの、オンライン結合する個人情報の項目の中の「活動状態」ってあるのですけれども、ちょっとイメージが湧かないのですよね。何か選択式なのか、それともかなり詳細に書き込むのか、あるいは休業中なのかとか、そういう単純なものなのかを、参考までに教えてください。

【総務課庶務係長】

今御質問いただいた内容についてなのですが、「活動状態」というのは、簡単なフラグを設定するような形になりまして、活動中ですとか、活動していないだとか、不明だとか、大体その3項目の中から選ぶ形になってございます。

【仮野職務代理者】

「簡単なプラグ」という言葉が聞こえたけど、どういう意味ですか？「プラグ」って何でしょう？

【総務課長】

フラグ。

【仮野職務代理者】

フラグ？

【総務課庶務係長】

「選択をして選ぶ」という意味でございます。申しわけございません。

【仮野職務代理者】

どうもすいません、老人にわかりやすく。わかりました、なるほど。

それで、「活動状態」はそんな簡単なものでいいのですか。逆に僕が質問しますけれども、活動中、休止中ぐらいのものなのですか。

【総務課庶務係長】

今回が経済センサスの「基礎調査」となっておりまして、統計調査の基本的な情報を集めるというのが目的になっておりまして、2年後に「活動調査」という形で、今回のこの基礎調査をもとに、より詳細な活動状況を調べる統計調査が予定されておりますので。

【仮野職務代理者】

ああ、そういうことですか。

【総務課庶務係長】

はい。今回はそういった、活動中ですか、活動していないという情報だけを収集することとなります。

【仮野職務代理者】

なるほどね。わかりました。そこまで答えてくれたら何の疑問も起きなかったね。2年後にやるという。

すいません、余計なことを言いました。他に何か、この件で質問ございますか。

【多田委員】

遠隔操作による画面ロックとは、どういう意味があるのでしょうか。

【総務課庶務係長】

詳しく資料で読み込んだ中での御回答になってしまうのですが、1つのタブレットが携帯電話のような端末となっておりますので、遠隔操作をするために、一つ一つのタブレットにGPS、位置情報が取得できるような状況となっております。そこで、もし仮に紛失してしまったというような端末の番号はこちらでちゃんと控えて各調査員さんにお渡ししますので、その端末に対して、国からの遠隔操作で画面ロックですとかデータの初期化という、よくパソコンをお使いになっている際に、使用方法がわからなくなったとき、プロバイダーさんが遠隔で操作をするようなイメージで、こちらは考えております。

【多田委員】

ということは、紛失したという情報を小金井市が受け取ったら国に報告して、国からロックをかけるということですか。

【総務課庶務係長】

さようでございます。

【仮野職務代理者】

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件をお願いします。

【総務課長】

49ページを御覧ください。「コンビニ交付サービスについて」、市民課及び市民税課の案件でございます。

市民課の案件として、51ページ、諮問第3号「コンビニ交付システム」、54ページ、諮問第4号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続」、55ページ、諮問第5号「証明書等自動交付事務委託」、市民税課の案件として、70ページ、諮問第6号「コンビニ交付システム」、72ページ、諮問第7号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続」、73ページ、諮問第8号「証明書等自動交付事務委託」を、一括して説明させていただきます。

本市では現在、行政窓口サービスの利便性向上のためマイナンバーカード及び住民基本台帳カードを使用することで、市内外のコンビニエンスストアのキオスク端末にて住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付を受けられる「コンビニ交付サービス」を提供しております。これまで、住民基本台帳カードによる方式は平成22年7月、マイナンバーカードによる方式は平成27年5月とサービス開始前にそれぞれ諮問を行っているところです。

本件は、コンビニ交付サービスにおける利用者の利便性向上を検討した結果、住民票及び印鑑登録証明書に加え、戸籍関係証明書の交付を可能にするため、新たに戸籍事項を証明発行サーバに保有し、また、証明書データとして送受信を行うことについて諮問を行うものです。

また、市民税課でもコンビニ交付サービスにおいて、市・都民税課税（非課税）証明書の交付を可能にするため、新たに税情報等の個人情報証明発行サーバに保有し、また、証明書データとして送受信を行うことについて諮問を行うものです。

ちなみに、他市においても同様のサービスが行われてきているとのことです。

まず、市民課の案件から御説明いたします。

51ページを御覧ください。諮問第3号「コンビニ交付システムについて」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、コンビニ交付サービスの利用者管理及び証明書データベースに利用するためです。

個人情報の記録項目は52ページ、53ページの別紙を御覧ください。

次に、54ページを御覧ください。諮問第4号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」でございます。

オンライン結合の目的及び内容は、諮問書の記載のとおり、コンビニエンスストアのキオスク端末を通じて戸籍関係証明書の交付を追加し、行政窓口サービスの拡充を図るためです。

オンライン結合する個人情報の項目等につきましては、諮問第3号と同じく52ページ、53ページの別紙のとおりでございます。

55ページを御覧ください。諮問第5号「証明書等自動交付事務委託について」でございます。

業務の目的、委託処理する個人情報の項目については、54ページの諮問第4号と同様でございます。

参考資料として、56ページから59ページにはコンビニ交付システムの概要資料を、60ページから68ページには契約約款を付けております。

諮問に関連する変更届出としまして、69ページに届出番号09-143「コンビニ交付システム」を付けております。

個人情報の内容は、諮問第3号、諮問第4号、第5号と同一で、52ページ、53ページの別紙のとおりでございます。

続いて、市民税課の案件を御説明いたします。

70ページを御覧ください。諮問第6号「コンビニ交付システムについて」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、コンビニ交付サービスの利用者管理及び証明書データベースに利用するためです。

個人情報の記録項目は、71ページの別紙を御覧ください。

72ページを御覧ください。諮問第7号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」でございます。

オンライン結合の目的及び内容は記載のとおり、コンビニエンスストアのキオスク端末を通じて、市・都民税課税（非課税）証明書の項目を追加し、行政窓口サービスの拡充を図るためです。

オンライン結合する個人情報の項目等につきましては、諮問第6号と同じく、

71ページの別紙のとおりでございます。

73ページを御覧ください。諮問第8号「証明書等自動交付事務委託について」でございます。

業務の目的、委託処理する個人情報の項目については、72ページの諮問第7号と同様でございます。

委託者への条件に記載されている契約約款は、60ページから68ページに付けております。

諮問に関連する保有届としまして、74ページに届出番号04-55「コンビニ交付システム」を付けております。

個人情報の内容は、諮問第6号、諮問第7号、第8号と同一で、71ページの別紙のとおりでございます。

【仮野職務代理者】

わかりました。これは大変な事業ですね。市独自のものだそうですが、もちろん他市も既に取り組んでいるところもあるようです。

【白石委員】

既にコンビニ交付自体の本体の案件は過去に終わっていますから、戸籍の諸証明について取り上げたいと思うのですが、私自身はかなり長い間、戸籍における差別問題とか、身元調査の問題等、その関連の本も書いているのですが、自治体においても、特に西日本の各自治体では戸籍の取り扱いについて極めて慎重な対応をしているのです。残念ながら東日本だと、埼玉県あたりの幾つかの自治体ぐらいしか問題意識がないのですけれども、どういうことかという、一般的には身元調査のときに、興信所だとか行政書士さんが委任状を持っていく、それが偽造された委任状だとかいう問題例が幾つかあったのです。

それからもう一つは、御本人が戸籍諸証明を取りに来れば普通は問題ないのですが、みずからが、いわゆる被差別地域の出身者でないということを証明するために取る例というのがあるのです。差別問題って非常に根が深いですし、最近ですと、国会議員の候補予定者の方もかなり大胆な発言をされて物議を醸していますけれども、いまだもって身分差別というのは解消されていない状況にあるのです。

具体的な質問ですが、小金井市役所の市民課だとかの戸籍の窓口の場合には、戸籍の職員さんはやっぱりそれなりの経験を持っていますから、対面サービスをする中で、この方はどういう状況で御自身の諸証明を請求に来られたのか

ということを判断できる可能性があるのです。場合によっては、窓口でのやりとりの中で、これはちょっと、あなた、考え直したほうがいいですよとかいう問答ができるのです。

ところが、コンビニですと、マイナンバーカードを持った人が自動的に諸証明が取れてしまうのですよね。そういう窓口対応での人的チェックができなくなってしまうのです。そこまで配慮されて、この戸籍諸証明を追加項目に入れられたのか、それとも、いや、あくまでも御本人が本人確認済みのマイナンバーカードを持って自動交付をしているのだから問題ないという判断をされたのか、そのあたりについて、ちょっと御見解をお伺いしたいということです。

【市民係長】

窓口においては、さっきの委任状の偽造というお話もございましたけれども、厳格な本人確認をもって、さらに、仮に委任状であれば、その用途、通数ですとか、本当に必要かどうかというところは判断、審査いたしまして、交付しているところでございます。

コンビニエンスストアにおきましては、マイナンバーカードを用いて取得することが可能になりますが、まずマイナンバーカードを交付するときに厳格な本人確認を行っております。確実に本人という方にお渡ししているということですので、そちらのマイナンバーカードを持っている方が確実に本人であるということが大前提になります。

さらに、マイナンバーカードをお持ちになってコンビニエンスストアに行かれても、そのまま取れるわけではなくて、暗証番号が必要になります。4桁の暗証番号になりますが、こちら暗証番号を知っている方といいますか、把握されている方は、当然本人以外にはないという前提がございます。コンビニエンスストアの場合は、マイナンバーカードをかざしまして、暗証番号を入れて、それで取得しますので、要するに誰の目にも触れないというところがございます。専用回線につながっておりますので、外に漏れるということは想定していないところでございます。

なので、御回答といたしますと、先ほど白石委員が言われたとおり、後段のお話、本人確認をきちんと行って、マイナンバーカードを持っている方が確実に本人であるということを前提としたシステムということでございます。

【白石委員】

大体そういうお答えになるなというふうに思っていたのですが、それはどち

らかというと、個人情報の人権にかかわる部分というよりは、セキュリティに関する部分の御回答なのですよね。で、ちょっと生意気な言い方をさせていただけば、やっぱり自治体職員の皆さんの、特に西日本の皆さんと、それから東日本の皆さんの人権感覚が、そののところでは違うのですよ。私が申し上げたのは、自分が出身者ではないということのみずから証明するという非常に複雑な例、それは実際に、そういう出身地差別、身分差別がある地域だと、そこがシビアな問題になるのですよね。関東圏でも幾つか、総務省によって地区指定がされているところ、されていないところであっても被差別地域だと一応認められているところもあることはあるのですよね。だから、もう今日はこれ以上深入りしませんけれども、ぜひですね、その辺は引き続き、戸籍の取り扱いというのは非常にセンシティブなものだということで、研修等を継続していただきたいなど。

で、実は事務局のほうにはその関連の本を、去年、おととしぐらいに私、お貸ししたことがあるのですよね。もしコピーを取られていたら、それを御覧いただきたいと思うのですけれども、相当詳しく身元調査に関してのレポートを、一度お見せしたことがあるのですよね。ぜひ引き続き御検討いただければということで、要望であります。

【仮野職務代理者】

非常にセンシティブであることは間違いないのですが、僕からも質問ですが、僕は西日本出身であり、いわゆる被差別部落の人たちとのつき合いも深く広がったものだから、いろんな問題点を知っているのですが、このようにコンビニでやることのメリットって、一体何なのですか。

今、白石委員が指摘されたように、間違えばとんでもないことが起きかねないようなものであると思うのだけど、それをコンビニで戸籍まで容易に取れるとすることにはどんなメリットがあるのかというのが1点。

2点目は、他の都市で既にやっているところがあるというお話ですが、例えばどんなところがやっているのか。そして、他の都市でそういう新たな問題が起きたりしていないのかという2点について教えていただければ。皆さん、「えっ、戸籍謄本まで？」という印象を持っておられるのではないかと思うので、その2点を教えてください。

【市民係長】

まず1点目の御質問で、メリットというところでございます。小金井市におきましては休日開庁もやっておりますので、休日でも戸籍謄本を含めて証明発行は

できるところでございますが、やはり時間が限られているというところがございます。コンビニエンスストアにおきましては、現在、住民票や印鑑証明もそうですけれども、朝6時30分から午後11時までというような状況でございます。

戸籍謄本が必要になった場合、お仕事されている方は、勤務先の近くのコンビニエンスストアでも取ることができます。あるいは、小金井市に本籍があっても、住所が必ずしも小金井にない方も当然いらっしゃると思います。例えば、青森県に住んでいる小金井本籍の方で、パスポートの取得のため戸籍謄本が必要になった場合は普通は郵送で請求されることになるのですが、郵送ですとお時間がかかりますので、コンビニで取れば、すぐパスポートも取得することができるということがございます。

【仮野職務代理者】

なるほど。

【市民係長】

はい。メリットとしては、時間、夜間を問わずに取れるということと、遠方に住んでいても取れると、そういうサービスも検討しております。

あと、もう一点の他市の状況でございますが、現在、コンビニ交付サービスを行っている26市でいいますと、22市がコンビニ交付を行っておりまして、そのうち戸籍謄本の発行まで行っているところは17市でございます。小金井市がここに加わると18市ということでございます。ほとんど、8割以上の自治体では戸籍のサービスまで行っているというところでございます。

【仮野職務代理者】

先行している市で、何か問題が起きたりはしていませんか。

【市民係長】

特に問題というところは、住民票、印鑑証明も含めて聞いてはおりませんので、安全に、安心してセキュリティ上も問題なく運用されているというふうに認識してございます。

【中澤委員】

今の、メリット、デメリットで56、57ページに書いてあると思うのですが、地方公共団体の費用負担の低減というのもメリットになると思うのですが、それがどういう形で、実際やったらどういう形で提言されたかという検証は行っているのでしょうか。例えば、それによって担当人数が半減したとか。

【市民係長】

実際にコンビニ交付を行うことによって、窓口にお越しただかなくても取れるようになりますので、その分、窓口の混雑が緩和されるというところでございます。それをもって人数が半分になるとか、そこまでではございませんが、どちらかといえば市民の方へのサービスということと、あとは窓口の混雑緩和というところは考えられます。

【中澤委員】

私企業では非常に、何人減らしたとか、幾ら減らしたとか、非常に厳しい条件、ここは公のところだからいいのですけども、やはりそういった検証というのはね、ただ抽象的に一言で、だから楽になったとか、そういうことでは、もっと説得力のある検証が必要ではないのかなと思うのですけれども。

【仮野職務代理者】

これは今、白石委員も、それから中澤委員もとても懸念されているわけで、私もそうですけど、白石委員は、運営に当たってはしっかり研修をしてほしいという要請がありました。私は、検証はもちろんだけど、そういう時代かもしれないが、やってみて何か問題があったらすぐやめてほしいよね、これは恐ろしい。僕の個人的意見ですよ、今のは。そういう思いがありますね。その前に、取りかかる以上は問題を絶対起こさないような体制及び研修を重ねておいてほしいという印象を持ちますね。

他に、皆さんどうですか。

【白石委員】

最後にもう一言。これはこの審議会のテーマから外れるので、本当は私が発言してはいけないことなのですけれども、窓口サービスのスキルというのが全国的に非常に劣化しているのですよね。自動化だとかに頼っていくと、これはいずれ役所全体が民営化されます、間違いなく。行政だからこそできるということをきちんと自覚をしなければいけないと思っています。

ですから私、さっきのところにこだわったのですよね。これは市民課だとか戸籍住民担当でなければ、役所の担当者でなければできないことなのだよという、いい意味での差別化をちゃんと持ってもらわないと、本当にこれは全部、役所丸ごと民間という流れになりますので、それが結果として人権をおろそかにすることにもつながります。福祉部門もみんな今そうなのですけれども、そこをやっぱり利便性ということだけに流されてほしくないなということだけは申し上げたいと思います。

【仮野職務代理者】

この案件は、既に市議会では議論されているのですか。

【市民課長】

市議会では予算の際にこの件については御報告させていただいているところ
でございます。

【仮野職務代理者】

それで、承認されたわけですね。

【市民課長】

はい。予算措置はさせていただいております。

【仮野職務代理者】

なるほど。我々は市議会ではないので、これ以上はなかなか発言できないの
けど、今、白石委員がおっしゃったとおり、行政だからできる、行政がやったほ
うがいいという項目が絶対あると思うのですよね。いかにA I化が進んだり、コ
ンピューター化が進んでも、そこを何となくで終わったら、後進への成果が心配
だなと思いますけど。

【多田委員】

56 ページのところに「コンビニ等」と書いてあるのですが、「等」には何
が含まれるのかなということと、これを導入した場合に、全国のキオスク端末が
あるところだったら、北海道から沖縄まで全部対応するのかと、キオスク端末が
あれば、全国どこでも小金井市の戸籍を取れるようになっちゃうのかどうかとい
ったところを聞きたいなと思います。

【市民係長】

ただいまの御質問です。「コンビニ等」の「等」です。主にはコンビニエンス
ストアに置かれている、いわゆるマルチコピー機のようなものを想定していただ
ければと思うのですが、場所によっては、役所等にもマルチコピー機が置かれて
いるところ、あるいは、スーパーマーケットにあるところもありますので、「等」
という形で表現されていると認識してございます。

また、全国的に、コンビニ交付に参加している多くのコンビニエンスストアに
て、マルチコピー機のところで取得することが可能です。

【多田委員】

では、ほとんど全ての日本国内のコンビニで可能になるという感じになるので
すね。

【仮野職務代理者】

わかりました。他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

では、75ページを御覧ください。「プレミアム付商品券事業について」、経済課、市民税課の案件でございます。経済課の案件として77ページ、諮問第9号「プレミアム付商品券管理システム」、90ページ、諮問第10号「プレミアム付商品券購入引換券封入封緘^{かん}作業等委託」、82ページ、諮問第11号「プレミアム付商品券事業事務委託」、91ページ、諮問第12号「プレミアム付商品券販売事務委託」、94ページ、諮問第13号「プレミアム付商品券換金事務委託」。市民税課の案件として、106ページ、諮問第14号「プレミアム付商品券申請書封入封緘^{かん}作業等委託」を一括して説明させていただきます。

こちらについては、消費税・地方消費税率の10%への引き上げが低所得者及び子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の補助金を活用しプレミアム付商品券の販売を行うものです。

経済課では、本事業において、住民税非課税者から申請いただく「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」、対象者に発行したプレミアム付商品券購入引換券の訂正を行った場合、その訂正した内容を記録する「プレミアム付商品券購入引換券訂正記録書」、プレミアム付商品券を使用できる事業所が商品券を換金する際の「プレミアム付商品券換金依頼書」、事務に使用する「プレミアム付商品券管理システム」について、個人情報を取り扱うことから保有の届出及び諮問を行います。

同時に、本事業はその事業の一部を委託により実施しますので、委託についても諮問いたします。

また、市民税課では、本事業において、市民税非課税者を対象に「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」等を送付することから市民税課において対象者の抽出を行い、申請書への印字、出力及び封入、封緘^{かん}作業を業者に委託するため、個人情報にかかる事務処理委託について諮問いたします。

まず、経済課の案件から御説明いたします。

77ページを御覧ください。諮問第9号「プレミアム付商品券管理システムに

ついて」でございます。業務の目的としましては、プレミアム付商品券事業運営業務のためです。個人情報の記録項目は78ページの別紙を御覧ください。79ページには、本システムにかかる個人情報保護措置をまとめた資料を付けております。

80ページを御覧ください。諮問第10号「プレミアム付商品券購入引換券等封入封緘^{かん}作業等委託について」でございます。業務の目的及び委託の内容は諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目は氏名、住所です。参考資料として、81ページに委託仕様書案を付けております。

82ページを御覧ください。諮問第11号「プレミアム付商品券事業事務委託について」でございます。業務の目的及び委託の内容は諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目は83ページの別紙のとおりです。参考資料として、84ページから90ページに委託仕様書案を付けております。

91ページを御覧ください。諮問第12号「プレミアム付商品券販売事務委託について」でございます。業務の目的及び委託の内容は諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目は、氏名、住所、氏名・住所を確認できる書類の3項目です。参考資料として、92ページ、93ページに委託仕様書案を付けております。

94ページを御覧ください。諮問第13号「プレミアム付商品券換金事務委託について」でございます。業務の目的及び委託の内容は、諮問書に記載のとおりです。本案件は、法人だけでなく個人事業主の事業に関する個人情報も収集の対象となり得るため、諮問をするものです。委託処理する個人情報の項目は、店舗名、代表者名、店舗所在地、電話番号、振込先口座情報、換金額の6項目です。参考資料として、95ページに委託仕様書案を、96ページにはプレミアム付商品券事業の全体的なフローイメージの案を付けております。

諮問に関連する保有届出といたしまして、97ページから105ページまでの資料を付けております。

97ページを御覧ください。届出番号14-180「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」でございます。個人情報の内容は98ページの別紙のとおりです。99ページ、100ページには使用する様式を付けております。

101ページを御覧ください。届出番号14-181「プレミアム付商品券購入引換券訂正記録書」でございます。個人情報の内容は、氏名、住所です。102ページには使用する様式を付けております。

103ページを御覧ください。届出番号14-182「プレミアム付商品券換金依頼書」でございます。個人情報の内容は店舗名、代表者氏名、店舗所在地、印影、銀行等口座、商品券換金額、電話番号の7項目です。104ページには、使用する様式を付けております。

105ページを御覧ください。届出番号14-183「プレミアム付商品券管理システム」でございます。個人情報の内容は、諮問第9号と同一で、78ページの別紙のとおりです。

続いて、市民税課の案件について御説明いたします。106ページを御覧ください。諮問第14号「プレミアム付商品券申請書封入封緘^{かん}作業等委託について」でございます。業務の目的、委託の内容は諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目については、氏名、住所、宛名番号の3項目です。107ページには委託仕様書案を付けております。

また、ここまで説明いたしました経済課の諮問第10号から第13号まで、市民税課の諮問第14号に係る個人情報取扱特記事項を108ページから112ページに付けております。

【仮野職務代理者】

もし消費税10%が延期になったらどうなるのですか。

【白石委員】

それを聞こうと思っていました。一番早くて、もう7月の中旬から作業に入るのでよね。これがもし、消費税を引き上げないといって衆参ダブル選挙になった場合、発生した費用って国が負担してくれるのですか。今日の議題と関係ないのでですけど、今日見て初めて7月からやるのだとわかって、びっくりしました。

【産業振興係長】

中止になった場合の経費はどうなるかということですがけれども、特段、今の段階で国のほうからその辺の情報が入ってきていませんので、まだ未定という形になってしまいます。

【白石委員】

答えのない質問で、すいません。

【仮野職務代理者】

これは複雑な手続なものだから、うまく運用できるのか、そのほうが心配。日本中が大騒ぎになって、大混乱するのではないかという気がしていますけど。

さて、他に御質問はございますか。

【寺島委員】

プレミアム付商品券管理システム関係で、83ページに「DV該当者情報」という欄があるのですが、これは、なぜ必要とするのでしょうか。

【産業振興係長】

DV該当者情報がなぜ必要かという御質問でした。こちらは、誤って加害者の方に対象者通知などが届かないようにするための措置として、この情報を記述するものでございます。

【仮野職務代理者】

なるほど。それで被害者とつながったりしたらよくないからですね。いいところに気づかれた。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に参りましょう。

【総務課長】

113ページとなります。「臨時・特別給付金資格確認に係る児童扶養手当受給資格者台帳の目的外利用について」、子育て支援課の案件でございます。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金は、本年10月から消費税率が引き上げとなる状況の中、令和元年度限りの臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、過去に婚姻歴のないひとり親に対して、1人当たり17,500円を支給するものです。

過去に婚姻歴のない方は、ひとり親であっても、所得税法上の寡婦・寡夫控除の適用を受けられず、この点については、国において、税制改正の是非を含め検討されているところでございますが、令和元年度におけます適用拡大は見送られたことにより、その代替として実施されることになりました。

原則として、全ての費用は国が負担しますが、実務は各自治体が行います。

本制度の対象者は、令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受けている方のうち、過去に婚姻歴がない方となります。

今回、申請勧奨の通知対象者の抽出及び対象者である旨の決定を行うに当たり、児童扶養手当受給資格者台帳を目的外利用し、その情報を活用することが適正な支給に向けて必須であり、また、対象者の方に漏れなく申請していただくよう通知を送付することが市民の便益を高めることにもつながると考え、諮問を行うものです。

114 ページを御覧ください。諮問第15号「臨時・特別給付金資格確認に係る児童扶養手当受給資格者台帳の目的外利用について」でございます。

本案件は、児童扶養手当の受給者のうち、過去に婚姻歴のないひとり親に対して給付金を支給するために、子育て支援課が保有する児童扶養手当受給資格者台帳を目的外利用することについての諮問です。目的外利用する個人情報の内容は諮問書に記載のとおり、氏名、生年月日、住所、収入、家庭状況の5項目です。

【白石委員】

113 ページの囲みの中の2段落目のところに、「所得税法上の寡婦・寡夫」と書いてあるので、これはシングルマザー、シングルファーザー、両方とも適用という解釈でいいのですよね。

その上で質問なのですが、通知を出すときの封筒ですけど、当然はがきではなくて封書ですよね。その表書きに、「こういう書類が入っています」ということを封筒に書かれるのか、それとも単に「小金井市役所子育て支援課」というふうにだけ書かれるのか、そこはどう考えられていますか。

というのは、質問の意図を申し上げますけれども、要するに、封筒がもし、表に制度の適用がされる方というのがわかると、それによって、この制度に詳しい方がたまたまその封筒を見たことによって、このうちは過去に婚姻歴がないシングルなのだということがわかってしまう、それは本意ではないことだと思うのです。そういう意味で、どういう配慮をされているかということをお伺いしたいのです。

【手当助成係長】

通常、このような個人情報を含まれるお便りを送る際には、中身が見えないように折って封入するわけですが、封筒の表のところには、子育て支援課手当助成係といった一般的なこと以外のことは書くようにはなっておりませんので、通常封筒でお送りすることになります。

【仮野職務代理者】

それでいいのでしょうか？宛名はどうするのですか？

【白石委員】

宛名は出すのだから、しようがないですよね。ただ、よく市役所から来る通知の中で、表に、件名に「何とか書類在中」とか書かれることがありますよね。それがあつかないかと、それを聞いたかったのです。

【仮野職務代理者】

なるほど。そういうものは一切封筒に書かないと。

【手当助成係長】

はい。

【仮野職務代理者】

わかりました。他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件をお願いします。

【総務課長】

次に、115ページを御覧ください。「全国消費生活情報ネットワークシステムについて」、経済課の案件でございます。

全国消費生活情報ネットワークシステムは、消費者安全法及び消費者安全法施行規則に基づくネットワークシステムであり、国民生活センターと全国の消費生活センター、小金井市では消費生活相談室に寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムです。

そのシステムが令和3年春をめどに刷新されます。

政府統一基準によるセキュリティの強化を行うために、個人情報データを国民生活センター指定のデータセンターに移行していない市区町村に対し、システムの複雑性や開発・運用コストの削減だけでなく、大規模自然災害のデータ消失リスクや情報漏えいのリスクの低減等を図るために個人情報項目のデータ管理を全国で統一化し、あわせて新システム刷新の際の移行リスクを最小限化するためにオンライン接続を行うための諮問及び委託についての諮問をするものです。

なお、全国消費生活情報ネットワークシステムにかかる保有届出及び電算処理の諮問につきましては、平成18年5月26日付「小金井市消費生活相談・個人情報苦情カード直接作成システム」で本審議会へ報告・諮問し、承認を受けており、個人情報項目については平成18年度から変更はありません。

116ページを御覧ください。諮問第16号「全国消費生活情報ネットワークシステムのオンライン接続について」でございます。

オンライン結合の目的及び内容は諮問書に記載のとおり、全国消費生活情報ネットワークシステムが令和3年春に次期システムが導入されるに当たり、現行のシステムにおいて、政府統一基準のセキュリティポリシーに原則的に準拠し、高度な暗号化方式を採用するためです。オンライン結合する個人情報の項目等につきましては、諮問書に記載のとおり、11項目でございます。117ページには、

本件オンライン接続に係る個人情報保護措置をまとめた資料を付けております。

118ページを御覧ください。諮問第17号「全国消費生活情報ネットワークシステムのデータ保守管理委託について」でございます。業務の目的、委託の内容については、諮問書に記載のとおりです。委託処理する個人情報の項目については、116ページの諮問第16号と同様でございます。参考資料として、119ページに今回、諮問するオンライン結合の方式の変更点についてまとめたイメージ図を付けております。120ページ、121ページには覚書案を付けております。

【仮野職務代理者】

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

次に、122ページを御覧ください。「地方税共通納税システム関連について」、納税課の案件でございます。

123ページ、諮問第19号「地方税共通納税システム」、135ページ、諮問第20号「地方税共通納税システムのオンライン接続」、126ページ、諮問第21号「地方税共通納税システムのオンライン接続委託」、135ページ、諮問第18号「基幹系収納管理システム」を一括して説明させていただきます。

平成30年度の地方税法改正により、令和元年10月1日から納税者等が全地方公共団体に地方税共通納税システムにより納税できることとなります。

地方税共通納税システムについては、地方税における電子的手続を可能とするeLTAXの電子申告等システムの一機能と位置付けられており、eLTAXの安全かつ安定的な運営を行うため、平成31年4月よりeLTAXの管理運営主体は一般社団法人地方税電子化協議会から法律に設置根拠・組織運営が規定されております地方共同法人地方税共同機構へ移管されました。

当該システム稼働後、eLTAXを利用して納付された納付情報は電子化され、地方税共同機構より認定委託先事業者の審査サーバを経由し、本市の受信端末にて取得することとなるため、個人情報の保有の届出及び諮問をするものです。

また、受信端末にて取得した当該納付情報については可搬電子媒体を通じ、基幹系収納管理システムへデータ取込を行うため、基幹系収納管理システムに係る個人情報の変更届出及び諮問もあわせて行うものです。

123ページを御覧ください。諮問第19号「地方税共通納税システムについて」でございます。業務の目的としましては、市税収納管理業務のためです。個人情報記録項目は124ページの別紙のとおりです。

125ページを御覧ください。諮問第20号「地方税共通納税システムのオンライン接続について」でございます。オンライン結合の目的及び内容は諮問書に記載のとおり、eL TAXを利用して納付された納付情報を受信し、収納管理業務を行うためです。オンライン結合する個人情報の項目等につきましては、諮問第19号と同じく、124ページの別紙のとおりです。

126ページを御覧ください。諮問第21号「地方税共通納税システムのオンライン接続委託について」でございます。業務の目的、委託処理する個人情報の項目については、124ページの別紙、125ページの諮問第20号と同様でございます。参考資料として、127ページ、128ページには、地方税共通納税システムのオンライン接続イメージ図を、129ページから133ページには、仕様書案を付けております。

なお、本件委託に係る個人情報取扱特記事項は198ページから202ページの共通資料として付けております。

134ページへお戻りください。諮問に関連する保有届といたしまして、届出番号05-54「地方税共通納税システム」を付けております。個人情報の内容は諮問第19号、20号、21号と同一で、124ページの別紙のとおりでございます。

続いて、135ページを御覧ください。諮問第18号「基幹系収納管理システム」についてでございます。本件は、諮問第19号から21号までの諮問で個人情報を取り扱うことと連動して、記録する個人情報が追加されるため、諮問をするものです。業務の目的としましては、諮問書にもございますが、市税及び国民健康保険税の収納管理業務のためです。個人情報記録項目は136ページから139ページの別紙を御覧ください。

諮問に関連する変更届出といたしまして、140ページに届出番号05-46「基幹系収納管理システム」を付けております。個人情報の内容は諮問第18号と同一で、136ページから139ページの別紙のとおりでございます。

【多田委員】

用語の説明をお願いします。このMPNというのは何の略なのでしょうか。

【管理係主任】

マルチペイメントネットワークサービスで、税金や公共料金などの収納を行う企業や、公共団体と金融機関を共通ネットワークで結んで、利用者の利便性を図るものになっています。

【仮野職務代理者】

多田委員、今の説明でわかりましたか。

【多田委員】

何の略なのかという。

【仮野職務代理者】

もう1回ゆっくり。

【管理係主任】

失礼いたしました。マルチペイメントネットワークになります。

【仮野職務代理者】

なるほど、簡単な英語だな。マルチペイメントネットワーク、そうなのですね。いいでしょうか。これも国の事業ですから、なかなか、ここで、すぐには簡単には理解できないほど、ややこしいですね。これだけのことが全部コンピューター化されるということは大変な時代ですね。

【本多委員】

システムの関係で、ちょっと離れちゃうわけではないのですが、ふるさと納税の関係は、これでできるのでしょうか。

【管理係主任】

今回地方税共通納税システムで対応するものは、小金井市におきましては、個人住民税の特別徴収分と法人市民税となっております。

【仮野職務代理者】

ふるさと納税は対象にならないということですね。

【管理係主任】

はい、そういうことになります。

【仮野職務代理者】

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に参りましょう。

【総務課長】

それでは、141ページを御覧ください。「移動支援費・日中一時支援費関係

業務について」、自立生活支援課の案件でございます。

移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とし、移動支援を利用している利用者の同意をもとに、移動支援事業所が作成する移動支援の明細書・実績記録票を市区町村に提出することにより、支援費が支給される制度となっています。

本事業は、平成18年10月から開始しており、今回保有届出を行う移動支援費明細書・実績記録票は、移動支援を行っている事業者から市に提出される請求書に添付される内訳のようなものとして、提出していただいていた書類です。請求のために添付していただいていたものですが、事業開始時からこれを簿冊化して利用している実態があり、個人情報保有開始の届出を行う必要があったと考えたため、今回の審議会でも保有届出をすることとしたものです。

142ページを御覧ください。届出番号28-236「移動支援費・日中一時支援費請求に係る様式一式」でございます。

個人情報の内容は、143ページの別紙のとおりです。

様式については、144ページから147ページに付けております。

【仮野職務代理者】

これは届出が後回しというものですが、しかし、障害者のためには、これもまた必要な事業ですね。御質問等ある方はいらっしゃいますか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、148ページを御覧ください。「難病者福祉手当支給業務について」、引き続き自立生活支援課の案件でございます。

難病者福祉手当は、治癒することの困難な難病の治療を受けている方に対し、福祉の増進を図ることを目的に、月額7,000円の手当を支給する事業です。

平成31年4月1日から「小金井市難病者福祉手当条例施行規則」が改正されたことに伴い、認定申請書の記載事項として新たに保有する個人情報の項目に変更が生じるため様式について変更届出を行うものです。

なお、平成元年10月の届出時と平成31年3月末時点の規則改正前の様式では性別の欄以外には相違がなく、平成元年当時に個人情報としては届出しなかった項目があることが判明したため、あわせて変更届出を行います。

また、性別の欄については平成15年の様式変更に伴って削除いたしました。

届出を失念しておりました。まことに申しわけございませんでした。

149ページを御覧ください。届出番号28-72「難病者福祉手当受給資格認定申請書」の変更届出でございます。

個人情報の内容は、150ページの別紙のとおりです。変更内容の区分としては、「(未届)」とついている項目が、平成元年当時の保有開始届出時に個人情報としては届出しなかった項目であり、「今回変更」または「今回追加」と記載されている項目は、平成31年3月末時点の規則改正によって変更されたものです。

また、個人情報の記録の名称につきましても、別紙の記載のとおり、難病者福祉手当受給資格認定申請書から、難病者福祉手当認定申請書(現況届)に変更を行うものです。

様式については、151ページに付けております。

【仮野職務代理者】

これも届出をしたりしなかったり、失念したり、これは防ぎ得なかったのでしょうか。例えば、様式変更に伴って削除したときには届出するべきところを忘れていたとか、これはなかなか作業上難しかった部分ですか。

【自立生活支援課長】

まことに申しわけございませんでした。やはり人間のやることで、ダブルチェック等を行っているところなのですけれども、そこら辺で、前の書類と後の書類のチェックが漏れてしまったという、本当に単純なケアレスミスで言いわけのしようがない、大変申しわけございませんでした。

【仮野職務代理者】

条例改正などがあって、その混乱の中で失念したのかと思ったのだけど、基本的にはダブルチェックをしておけば防ぎ得たということですか。わかりました。今後、そのようなことがないようにお願いします。

【自立生活支援課長】

申しわけございませんでした。

【仮野職務代理者】

個人情報の関連で他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。お疲れ様でした。

【総務課長】

152ページを御覧ください。「自立生活支援課業務関連システムについて」、

同じく自立生活支援課の案件でございます。

特別児童扶養手当は精神または身体に障害を有する児童の保護者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的とした事業です。また、小児慢性医療は小児慢性特定疾患に罹患する児童の保護者に対し医療費を支給することにより、長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図ることを目的としており、難病医療は、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とした事業です。

特別児童扶養手当システム、小児慢性医療システム、難病医療システムについては、基幹系システムの導入当初は使用しないシステムとして届出は行っておりませんでした。各手当、医療における対象者数の増加等に伴い、使用を開始したため、届出及び諮問をするものです。

本来であれば個人情報の収集を行う前に届出をするところですが、基幹系システム導入当初に届出したものと錯覚し、届出を失念しておりました。まことに申しわけございませんでした。

153ページを御覧ください。諮問第22号「基幹系障害福祉システムについて」でございます。

業務の目的としましては、特別児童扶養手当業務、小児慢性医療費助成事業、難病等医療費助成事業のためです。

個人情報の記録項目は、154ページから156ページの別紙のとおりです。使用する業務、事業ごとに記録される個人情報の項目をまとめております。

諮問に関連する保有届といたしまして、157ページに届出番号28-237「基幹系障害福祉システム」を付けております。個人情報の内容は、諮問第22号と同一で、154ページから156ページの別紙のとおりでございます。

【本多委員】

152ページの諮問理由の枠の中のところの言い回しがちょっと不明瞭なのですが、この前段のほうの「導入当初は使用しないシステムとして届出は行っていませんでした」となっていて、この後段のほうには、「導入当初に届出したものと錯覚し」というと、何かつじつまが合わないのですが。

【自立生活支援課長】

申しわけございません。ちょっと言い回しが不明瞭なのですが、前段の「導入しないシステム」という言い方が、これが申しわけございません。

【仮野職務代理者】

そういうことになりますね。

【自立生活支援課長】

結局、私どもとしては使えるものと失念していたというところで、申しわけございません。言い回しがちょっと、「使用しないシステム」という、この表現だと、確かに、もともと前提として使用しないことを認識していながらというふうに読めてしまうので、申しわけございませんでした。これを、後段のほうが良い内容でございまして、言い回しをちょっと間違えておりまして、申しわけございません。

【仮野職務代理者】

では、正確にいきましょう。ここは、「基幹系システムの導入当初、届出したものだと錯覚し」ということなの。そういうことですね。

【自立生活支援課長】

はい、そういうことです。

【仮野職務代理者】

それで、届出をしていなかったと。ところが、対象者が増えていくに伴い、気がついたということですね。

【自立生活支援課長】

そういうことです。

【総務課長】

補足いたします。私どもの聞いているところでは、このシステムの仕組みだけは持っていたが、情報を積んで使っていることはなかった。使わないつもりだったのに、後のほうで発見して使ってしまったということですね。

【川井委員】

書き方も、前段のほうはシステムの話で、最後の2行は届出の項目の話ということなのではないですか。ですから、システムを使わないで届けていたのだけでも、システムを使うようになったと。一番下に書いてあるのは、システムができたときに、収集の届出もしていたと勘違いしたと。そう読めばつじつまは合うのだけど、確かに読みにくい。事実関係は合っているのでしょうけど、ちょっと言い回しはわかりやすくしたほうがいいかもしれないですね。

【仮野職務代理者】

こういうところもわかりやすく書いてもらわないと、ますます我々も混乱してしまいますね。いずれにしても、届出を失念しないように、それこそ、さっきの

ダブルチェックをしっかりとさせていただくように。

これで特に何か大きな問題が起きたり、そういうことはないわけですね。これまで、この個人情報保護の観点から、これについては特に問題なしですか。

【自立生活支援課長】

はい。保護の観点からは特に問題はありません。

【中澤委員】

今まで過去何回もやってきて、出したものと錯覚して届出を失念したというのを何回も過去にもあると思うのです。

それで、私も前は銀行員だったものですから、政府系のこういうことがあるのですが、錯覚と失念というのは誰でもあるし、人間がやることなのです。だから、そこで項目なり、ゴム印をつくっておいて、届出の要なのか、否なのか、あるいは提出済みなのか、済みでないのか、要作成なのかという項目を、市役所の書類を全部平仄ひょうそくを合わせて、そういう形にしておいて、こういう錯覚とか失念というのがないような形でやらないとまずいのではないかと思うのですよね。そう、よく上司から怒られました。

【仮野職務代理者】

どうですか。つい忘れがちなことはよくあることなのですが、それをチェックできるシステム的にうまい手法を考えて、あらかじめ用意しておいたらどうだというような御指摘だったと思います。

【中澤委員】

市役所の個人情報に関する届出は、全部平仄ひょうそくを合わせて、全課一致みたいな感じ。

【総務課長】

ただいまの御意見を参考にさせていただき、今後、起案書の様式の改正などに生かさせていただければと思います。

【仮野職務代理者】

そうですね。起案書の段階で、もう既に、これとこれは個人情報にかかわるテーマだから、そのところは忘れずに言及、触れるようにと、あるいは気をつけるようにと、そういうのをつくって用意しておく。

私も新聞記者時代、いっぱい誤報もやりましたから、あんまり大きなことは言えないのだけど、お互いにチェックし合いながら防ぐようにしていただいて、よろしく願います。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、158ページを御覧ください。「小金井市見守りシール事業について」、介護福祉課の案件でございます。

本事業は、在宅で徘徊行動のおそれがある認知症等の高齢者及びその家族等に対し、サービスを提供することにより、身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減に資することを目的として実施するものです。

在宅徘徊高齢者の衣服、持ち物等にシールを貼りつけ、行方不明になった在宅徘徊高齢者の発見者がシールの情報により、家族等に直接連絡できることで、身元確認及び保護を行う事業で、平成30年度第4回本審議会において、運営を委託するに当たり、対象者及び家族介護者などの個人情報の取扱いについて、諮問し、承認を得たところです。

このたび、事業の開始に当たり、申請者からいただいた登録届の内容を管理するための管理台帳を整備することから、個人情報の保有の届出を行うものです。

159ページを御覧ください。届出番号27-120「小金井市見守りシール事業に係る管理台帳」でございます。

個人情報の内容は、160ページの別紙のとおりです。

様式については、161ページに付けております。

【仮野職務代理者】

いよいよ動き出すわけですね。わかりました。この点について、いかがでしょうか。

【白石委員】

単純な質問で、前回あったかどうか記憶がないので重複したら申しわけないのですが、160ページの管理台帳の項目、下から2番目の「個人ID」は何を指すのでしたか。

【高齢福祉担当課長】

「個人ID」と申しますのは、検索をする方にシールを貼るかと思うのですが、そこのシールに付番をされている一意の番号のことでございます。

【白石委員】

ということは、介護福祉課で独自につける番号ということなのですね。

【高齢福祉担当課長】

こちら、シールのほうに、既に一意となる番号が印字されてございまして、こちらのシールをお渡しする際に、この方の個人IDはこの番号で、ということで、こちらで保管をいたします。

【仮野職務代理人】

何ら問題ないですね。わかりました。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

162ページを御覧ください。「介護保険業務廃止届出について」、引き続き介護福祉課の案件でございます。

小金井市介護保険利用者負担助成事業は、介護保険制度が発足した平成12年度において既にサービスを利用していた者のうち低所得者について、その自己負担分の一部を軽減し、介護保険サービスへのスムーズな移行を目的とした事業です。

当助成事業の対象者は、平成19年3月31日までに対象者として認定を受けていた者とされており、現在は対象者が存在しないため、廃止の届出を行うものです。

同ページ中ほどの個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。本案件は、制度の対象者が存在しなくなったために、平成24年10月16日に事業に関する要綱の廃止が行われていることから、個人情報保有届出を廃止するものです。

廃止年月日の後、溶解による処分が既に行われております。

【多田委員】

これも何となく事後感が否めないというか、今日の審議会で結構多いのですが、平成24年10月16日に溶解してしまったものを、かなり後になって届出をするという。

【仮野職務代理人】

これはどういう経緯だったのですか。

【介護福祉課長】

委員の御指摘のとおり、本来でありましたら速やかに廃止の届出をしなければならなかったところでございますけれども、今日まで届出をしていなかったとい

うこと、失念していたということになるかと思えます。大変申しわけございませんでした。

今後、このようなことがないよう、十分気をつけてまいりたいと思えます。大変申しわけございませんでした。

【多田委員】

平成24年って、おかしいですよ。

【介護福祉課長】

補足です。廃棄方法、溶解ということになってございますけれども、溶解のほうは平成29年度に行っているところでございます。

【仮野職務代理者】

2年前。

【川井委員】

所定の保存年月日を置いて、正規に廃棄されたという意味ですか。

【介護福祉課長】

はい。

【仮野職務代理者】

平成29年だとしても遅かったということになるね。5年間の後ろ倒ししたところで、届出をしなかったことの実実は免れません。これも御注意のほどお願いします。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

163ページを御覧ください。「特別養護老人ホーム入所業務について」、同じく介護福祉課の案件でございます。

厚労省は、第8期介護保険事業計画に関する基本方針を策定する必要があり、その一環として、入所申込者が多数存在する特別養護老人ホームについてニーズを把握するために、都道府県を通じて、各保険者に対して特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査を行います。

市区町村においても、入所申込を行っている要介護高齢者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、真に入所が必要と判断される被保険者を的確に把握し、必要なサービスの種類ごとの量を見込んだ上で、介護保険事業計画を策定す

る必要があることから、調査を行っておりますが、調査項目の変更に伴い、届出内容を変更するものです。

164ページを御覧ください。諮問第23号「特別養護老人ホーム入所待機者数把握システム」でございます。

業務の目的としましては、特別養護老人ホーム入所業務のためです。

個人情報の記録項目は、諮問書に記載のとおりです。今回の変更で、1項目が削除され、9項目が追加されます。

諮問に関連する変更届出としまして、165ページに届出番号14-512「特別養護老人ホーム入所待機者数把握システム」を付けております。

個人情報の内容は、166ページの別紙のとおりです。

なお、収集方法及び目的外利用についても、対象者に調査する際に、個人別に本人同意を得る手順が明確化されたことから、本人同意による手続へと届出内容を変更するものです。

【多田委員】

165ページの保存年限、「4月」というのはどういう意味でしょうか。何か誤植とかではないのですか。「よんつき」と読むのか、「しがつ」と読むのか、何か誤植っぽいかなという。

【介護保険係長】

こちらは4カ月ということで、国のほうで定められておりまして、一定、調査し終わった後に、すぐ廃棄をするという形で4カ月というところでございます。

【仮野職務代理者】

これはよく、4カ月と言ってくると一番わかりやすいけど、こういう言葉遣いをするね。4カ月という意味ですか。

【情報公関係主事】

事務局で、平成13年度の届出されているときに公示したものの写しを確認したところ、その紙に「4月（よんつき）」と書いてあったので、4カ月であろうとは思ったのですがけれども、こちら、審議会の資料上、4カ月と直してしまうのも違うかと思ひまして、当時の届出のとおり、「4月」と記載いたしました。

【仮野職務代理者】

「4月（よんつき）」ですか、「4期」と言いましたか。

【情報公関係主事】

「4月（よんつき）」です。このとおり、「4月」と書いてありまして。4カ月

であることは介護福祉課に確認したので、当時のとおりに書類にさせていただきました。

【仮野職務代理者】

何だかおかしな話だ。

【多田委員】

初めて、「月（つき）」という表現を見て。

【仮野職務代理者】

この辺は明確に、4カ月なら4カ月と書くようにしていただければね。

【川井委員】

それは大丈夫ではないですか。そういう書き方もあるから。

【仮野職務代理者】

そういう書き方があるのかしら。

【川井委員】

ここだけやってもしょうがない。

【仮野職務代理者】

刑法の判決などに、執行猶予「4月（よんげつ）」と出てくる。だけど、行政用語ではあまり「4月（よんげつ）」というのは聞かないかな。細かい理由なのかな。でも、これは我々も含め、一般の人がわかるように表記したほうがいいわけで、4カ月と書けば全く問題ないという話でね。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。どうもお疲れ様でした。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

それでは、167ページを御覧ください。「両親学級業務について」、健康課の案件でございます。

両親学級は平成9年度より事業を開始し、妊婦及びそのパートナーを対象に、出産や育児、歯科、栄養の話、妊婦体操、沐浴実習等を行っており、平日開催のひまわりクラスと土曜日開催のたんぽぽクラスを合計で年10回開催しております。

土曜日のたんぽぽクラスでは、近年、パートナーの参加割合が増加していることから、平成30年度より実施内容を一部変更し、パートナー向けの栄養講義及びみそ汁づくりの実習を行うこととしました。

内容変更の結果、事前にパートナーの食物アレルギー項目を把握する必要があること、及び参加者の管理等の事務に必要な個人情報についても合わせて整備するため、両親学級受講者名簿の様式を変更したことから、変更届出を行うものです。

168ページを御覧ください。届出番号41-18「両親学級受講者名簿」の変更届出でございます。個人情報の内容は、食物アレルギー項目、生年月日、電話番号の3項目を追加するものです。既に届出済みの個人情報の項目については、168ページ下段に記載しております。様式については、169ページから172ページに付けております。

【樹委員】

この169ページの様式なのですが、これは申し込みに来た方が上から順番に書いていくという形のものなのではないでしょうか。もしそうであるならば、何人か書いてあるところにまた自分が書くときに、他の方の個人情報がわかるという、何かちょっと微妙な感じがいたします。

あと、今までとっていなかった妊婦の生年月日を、ここに来て収集するようになった理由というのを教えていただければと思います。

【健康課長】

まず1点目の、申し込みの方法でございますけれども、こちらはほとんど電話でお申し込みをいただいておりますので、職員が順々に書いていく形で、まれに窓口に行ってしまう方もいらっしゃいますけれども、そういったものも職員が聞き取りしながら申し込みの用紙に記入していくという形なので、どなたが申し込んでいるということは、その申し込み時点では申込者にはわからないような形で取り扱っております。

【仮野職務代理者】

あと、生年月日を書くようにしたのはどうということかと。

【健康課長】

生年月日については、グループとかそういったものの分け方とか、そういったときに使わせていただいたりといったことがあって、生年月日も収集させていただくことにさせていただいております。

【樹委員】

ちょっとよくわかりませんが、今までなくてやってこられたものを、今は大変高齢の妊婦の方も増えておりますし、いわゆる生年月日を聞かれるという

ことは、年齢を聞かれるということでもありますので、抵抗のある方も中にはいらっしゃるのではないかなと思いますし、有効な活用ができるのであれば、もちろん生年月日を聞くことも大事だと思うのですけれども、それが別に今までなくてできていたことが、ここであえて生年月日を聞いてこんなふうに有効に使っていただけるということがなければ、聞く必要はないのではないかなと思いましたので、質問させていただきました。

【健康課長】

これは、必要性が薄いのではないかという御指摘で、そういった本人の思いというのは、確かにそういうことがあるかなと思います。ただ、電話で聞き取りしたときに、まれになのですけれども、同一住所で同一氏名の方がいらっしゃったりするようなこともあって、御本人を特定するというこのために、健康課では、がん検診の申し込みとか、そういったときでも、生年月日を確認することによって、御本人かどうかということの確定等に使用させていただいているところもありますので、必要性はそれほど強いのかという思いもあるかもしれませんが、電話受付の実態としてそういうこともございます。

【仮野職務代理者】

取り扱いは慎重にというふうにおっしゃっておりますから、その旨心得てください。

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認とします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

173 ページを御覧ください。「新生児聴覚検査事業について」、引き続き健康課の案件でございます。

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができるとされており、早期に発見し、早期に養育を図ることが必要です。

小金井市では新生児への聴覚検査について市独自で費用助成を行っており、市内の契約医療機関にて実施しているところであります。

このたび、平成31年4月1日より新生児聴覚検査事業の費用助成が、市独自から東京都が主導する方法に移行し、都内契約医療機関での受診が可能になる予定です。また、東京都外にて受診の受診費用についても助成を行う予定です。

実施に伴い、新たに様式を保有するため、届出を行います。

また、検査を受けた方については、基幹系健康情報システムにて情報を保有することから、既に届出済みの基幹系健康情報システムの記録項目に追加を行います。

174ページを御覧ください。諮問第24号「基幹系健康情報システム」でございます。業務の目的としましては、健康管理業務（成人保健・母子保健・予防接種）のためです。個人情報の記録項目は、175ページ、176ページの別紙のとおりで、175ページ右下の番号92から101までの10項目が追加されます。

諮問に関連する変更届出としまして、177ページに届出番号41-507「基幹系健康情報システム」を付けております。個人情報の内容は、175ページ、176ページの別紙と同様です。

178ページを御覧ください。業務に使用する様式として、届出番号41-549「新生児聴覚検査事業に係る様式一式」の保有届出でございます。個人情報の内容は、179ページの別紙のとおりです。

183ページへお進みください。新生児聴覚検査実施要綱を183ページから185ページまで付けております。規定されている様式を180ページから182ページに付けております。

188ページへお進みください。小金井市里帰り等新生児聴覚検査受診費助成金交付要綱を188ページ、189ページに付けております。規定されている様式は、186ページ、187ページに付けております。

本件の届出番号41-549「新生児聴覚検査事業に係る様式一式」の保有届出につきましては、関連する2つの要綱にそれぞれ規定された合計4つの様式をまとめた形で届出を行うものです。

【仮野職務代理者】

他に本案件につきまして、御意見、ご質問等ございませんか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

では、次の案件に移りましょう。

【総務課長】

190ページを御覧ください。「風しん第5期定期接種事業について」、同じく健康課の案件でございます。

風しんは、妊娠初期の女性が罹患すると母体から胎児に感染し、先天性の疾患

及び障がい等（先天性風しん症候群）が生じるおそれがあります。

本市では、妊娠を予定または希望する19歳以上の女性を対象に、抗体検査（東京都委託事業です）を実施し、検査の結果、抗体の保有が十分でない場合は予防接種の費用助成を行ってまいりましたが、平成30年7月以降、風しんの患者数が増加しており、患者の中心は30代から50代の男性という状況です。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上、風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率を見ても、女性及び他の世代の男性が約90%であるのに対し、当該世代の男性は約80%と低くなっています。

このような状況に鑑み、国は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を第5期の定期接種の対象とし、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとしました。

予防接種の実施に当たり、各自治体が第5期定期接種の対象者に向け、クーポン券を作成・送付し、対象者はクーポン券を医療機関に持参、医療機関に設置された受診票を使用して抗体検査を受ける。抗体価が低かった方は、医療機関に設置された予診票を使用して予防接種を受けることとなります。

この措置に伴い、風しんの第5期定期接種に係るクーポン券の作成・封入・封緘^{かん}の作業委託及び全国統一様式の受診票・予診票を作成し、使用することによる個人情報の保有について届出を行うものです。

191ページを御覧ください。諮問第25号「風しん第5期定期接種に係るクーポン券作成業務委託について」でございます。業務の目的としましては、諮問書に記載のとおりでございます。委託処理する個人情報の項目は、住所、氏名の2項目です。

192ページには、委託仕様書案を付けております。本件委託に係る個人情報取扱特記事項は、198ページから202ページの共通資料として付けております。

諮問に関連する保有届といたしまして、193ページに届出番号41-550「風しん第5期定期接種に係る様式一式」を付けております。個人情報の内容は、194ページの別紙のとおりです。様式につきましては、195ページから197ページに付けております。

なお、前回の審議会におきまして、仮野委員、福平委員より御質問がありました、「成人風しんの予防接種はなぜ19歳以上なのか」という点につきまして、

この場を借りて結果報告をいたします。

健康課への確認によりますと、風しん予防接種については、平成20年度まで、法定接種により、抗体を持たない世代への対策として中学1年生、高校3年生への2回接種が行われておりました。平成20年度をもって、対象世代の抗体保有率が8割を超え、所期の目的を果たしたものとして終了しました。このときの対象者が18歳までであったため、抗体保有がない2割弱の方への法に基づかない予防接種事業として自治体独自で行うことができるとされ、19歳からが成人風しん予防接種事業の対象者となったという経緯があるとのことでした。

【仮野職務代理者】

前回の19歳問題の疑問が解けました。

どなたか御意見ございますか。これも大事なものです。特にありませんか。では、ないようです。承認といたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、全ての報告、諮問事項についての審議が終わりました。

その他の項目に移りたいところではありますが、1点、事務局から報告があるそうです。どういう内容かはお聞き願いたいと思います。

では、お願いします。

【情報公開係長】

この審議会が開催される直前だったのですけれども、子育て支援課と自立生活支援課で、委託業者から個人情報がある書類を紛失等してしまっていたので、まだ経過が確認できていない部分もあるのですけれども、紛失したという事実があったので、一応途中経過として御報告させていただきます。

個人情報を持ち歩いて紛失してしまうと、それが人の目につくとわかってしまうので、今後一応、対策として、職員だけしかわからないような状態で情報を持つことを検討していきたいとは思っているのですけれども、まだ事件の全体が把握できていないので、とりあえず今日は紛失したということだけは報告させていただきました。詳細がわかりましたら次回に説明をさせていただきます。

【仮野職務代理者】

次回報告いただけることを条件に、今日事前に、こういうことがありますということをお聞きしました。皆さん、もちろん何も知らない時点でしたけれども、事務局のほうでは積極的に話しておきたいということでしたので、それはそれとして、是といたしました。聞きました。解決を急いでください。

ということで、全ての報告、質問事項について審議を終了いたしました。

最後に、「その他」に移ります。次回の日程について、会議室の関係で、事務局案では、今年の7月25日木曜日でいかがでしょうかということです。これは松行会長も御了承されているそうですが、7月25日木曜日、午後6時から、この部屋で開催したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。結構でしょうか。では、よろしく願いいたします。

今日は、当初の打ち合わせでは、3時間ぐらいかかるのではないかと考えていましたけれども、それでも2時間20分か、随分と時間がたちました。しかし、皆様方、審議に御協力いただきましてありがとうございます。滞りなく終えたことを職務代理人としてほっとしております、御協力のほど感謝いたします。ありがとうございました。これで終わりにいたします。

— 了 —